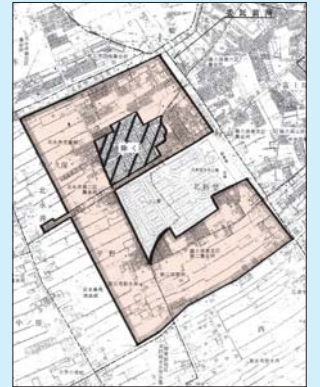


藤久保第5区・第6区の一部及び北永井第2区の一部の『漏水調査』を実施します

調査区域



漏水調査を次のとおり実施します。この調査は、町から委託を受けた業者が、みなさまのお宅の止水栓や、メーターを調査するものです。

調査員は、水道事業管理者発行の身分証明書を常時携帯し、写真のような腕章をしています。不審な点がありましたら、水道課へ問い合わせください。ご協力をお願いします。問い合わせ 水道課(内線252)



委託業者 (株)日本漏防コンサルタント
調査期間 1月12日(火)～3月10日(水)
調査区域 藤久保地区内(第5区・第6区の一部) 北永井地区内(第2区の一部)
※調査員は、他の調査を進めたり、各種器具の購入の勧誘は、行っておりません。

町の動き

さまざまな動きをお知らせします。

善意の寄附をありがとうございました

町と社会福祉協議会に、次の寄附が寄せられました。貴重な財源として役立たせていただきます。ありがとうございました。

(敬称略)

- ▽八〇七四円/十一月四日 三芳中学校昭和43年卒業生同窓会
- ▽一万七五〇円/十一月四日 木村屋総本店三芳工場
- ▽一〇〇〇円/十一月五日 神馬正樹
- ▽二万円/十一月十一日 匿名
- ▽四万六〇〇二元/十一月十七日 妙林寺チャリティゴルフ会
- ▽二二二二円/十一月十八日 匿名
- ▽二万円/十一月二十五日 さいたまコープ西部地区エリア会
- ▽一万円/十一月二十六日

工事予定一覧表

工事名	完成予定	備考
町道竹間沢東1号線道路修繕工事	平成22年2月12日	工事延長距離105.00m
町道上富114.192号線防護柵修繕工事	平成22年2月5日	上富第2区地内 工事延長距離102.60m
町道幹線22号線道路修繕工事	平成22年2月12日	竹間沢第1区地内 工事延長距離125.00m
町道幹線5号線道路修繕工事	平成22年2月12日	藤久保第4区地内 工事延長距離100.00m
藤久保279番地先道路改良工事	平成22年2月26日	藤久保第2区地内 工事延長距離46.50m
藤久保第2区地内雨水管布設替工事	平成22年3月10日	藤久保第2区地内 工事延長距離36.20m
町道幹線21号線舗装本復旧工事(その2)	平成22年3月10日	上富第3区地内 工事延長距離517.00m

- 匿名 11月25日付けで、三芳町教職員の人件異動が発令されました
- ▽二万九四四円/十一月二十九日 クックV (愛の福祉基金として) 社会福祉協議会
- ▽三〇〇〇円/十一月十日 医療生協さいたま三芳支部 (一般寄附として) 財政課
- ▽絵画/十二月八日 嶋村徳樹 (物品寄附として) 藤久保公民館

- 転入 三芳町立藤久保小学校教頭 (富士見市教育委員会指導主事) 氏名 北田裕一
- 転出 富士見市立みずほ台小学校長 (藤久保小学校教頭) 氏名 佐藤和秀

自立支援医療費(精神通院医療)の手続が変わります。

～申請書に添付する意見書の提出が、2年に1度(隔年)になります～

平成22年4月1日以降に有効期間が始まる自立支援医療の継続(再認定)の申請をする際には、**前回の申請のときに意見書を添付していれば、意見書を添付する必要が原則ありません。**

※ただし、医療機関で必要と判断した場合は意見書を提出してください。

継続(再認定)のための申請書の提出は、2年に1度ではなく、今までどおり毎年必要です。

※精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は…精神障害者保健福祉手帳と自立支援医療費(精神通院医療)を

同時に申請する場合、手帳用の診断書を提出することにより、意見書の提出が不要になります。

自立支援医療費(精神通院医療)と精神障害者保健福祉手帳の更新時期が異なっている場合、自立支援医療費(精神通院医療)の有効期間を短縮して、同時に申請できる場合があります。

問い合わせ 三芳町精神障害者小規模地域生活支援センター ☎274-3472 埼玉県立精神保健センター ☎048-723-6802 埼玉県福祉部障害者福祉推進課 ☎048-830-3567

国民年金

年金受給者が亡くなったときには…

年金を受ける権利は死亡によりなくなります。遺族の方は、すみやかに「年金受給権者死亡届」を提出してください。届出が遅れると年金が過払いになり遺族の方などに返納していただくこととなりますのでご注意ください。

また、年金は死亡した月まで受けられます。受けられる年金が残っているときは、死亡当時受給者と生計を同じくしていた遺族の方に支払われますので、「未支給年金・保険給付請求書」を提出してください。(請求できる遺族は、配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄妹です。)

【添付書類】

死亡届のみの場合

- ①年金証書
- ②死亡の事実を明らかにすることができる書類 (例: 除住民票など)

未支給年金を請求する場合

前述①・②に加えて

- ③死亡した受給者と請求者の身分関係を明らかにする戸籍謄本
- ④生計を同じくしていたことを証明する書類 (例: 住民票)

■これ以外の書類が必要な場合もありますので詳しくは社会保険事務所へお問い合わせください。

【届出先】

市区町村役場…障害基礎年金・遺族基礎年金・寡婦年金

社会保険事務所…上記以外の年金

■共済年金は、各共済組合になりますので、それぞれでご確認ください。

問い合わせ 住民課国保年金係 内線153-156 所沢社会保険事務所 ☎04-2998-0170

淑徳大学/みよしコミュニティ・カレッジ 2009 パソコン活用セミナーII

「これからパソコンを始めよう・本格的に使ってみよう」という方を対象に、パソコン初心者の方でもできる活用方法を中心とした内容です。

コース名(担当講師)・開催日時

●水コース(准教授 駒崎久明) 2月10日、10時～15時

●金コース(准教授 齊藤鉄也) 2月12日、10時～15時

※お昼休み 12時～13時

内容 表計算ソフトのマイクrosoft・エクセルについて学ぶ ※表計算入門講座(カレンダー)と家計簿の作成 ※2つのコースは同じ内容です。

定員 各コース先着40名

受講料 1コース 500円

※お申込み後、郵便振替用紙をお送りします。

持ち物 ①筆記用具、②USBメモリー(お持ちの方のみ)、③受講証(お申込み後、本学より発行するもの)

会場 淑徳大学みよし台キャンパス

※駐車場がありませんので、お車のご来場はご遠慮ください。

共催 三芳町、三芳町教育委員会

申込み切 1月22日(金)

申込方法 ハガキ・FAX・Eメールのいずれかで、左記の①～⑦をご記入の上、お申込みください。

①希望コース名、②郵便番号、③住所、④氏名(ふりがな)、⑤電話番号、⑥年齢、⑦性別

問い合わせ・申込み 淑徳大学国際コミュニケーション学部総務部 ☎354-1851-10

埼玉県入間郡三芳町藤久保11150011 ☎274411511 FAX 274411521

Eメール kouza@cebshukutoku.ac.jp